

令和9年度喜多方地方広域市町村圏組合職員（高校卒程度）採用候補者試験実施要綱

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	勤務予定先及び職務の内容等の一例
高校卒程度	若干名	環境センター（ごみ処理施設又はし尿処理施設）又は喜多方プラザにおける管理・運營業務若しくは事務局における事務に従事します。

2 受験資格

平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方（学歴は問いません）

ただし、上記の受験資格に該当する者であっても、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本国籍を有しない者
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 本組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

高校卒業程度で、職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物についての個別面接による試験及び作文による試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日、試験場及び合格者発表

試験	試験日時	試験場	合格者発表
第1次試験	令和8年9月20日（日） 受付：9:00～9:30 教養試験：10:00～12:00	耶麻郡磐梯町大字磐梯字 仁渡1018番地 「磐梯町中央公民館」 TEL 0242-73-2017	10月下旬に当組合掲示 場に合格者を受験番号 で掲示するほか、合格者 に通知します。
第2次試験	第1次試験合格者に対して、合格通知の際にお知らせします。		第2次試験実施後30日 以内

6 合格者の採用

(1) 合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、成績順に採用する者を決定しますが、採用候補者名簿に登載されても、欠員等の関係から採用されないこともあります。この採用候補者名簿の有効期間は1年間です。

(2) 初任給は、当組合の給料表によりますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

7 受付期間

令和8年7月14日(火)から令和8年8月14日(金)の午前8時30分から午後5時15分まで(土、日曜日、祝日を除く。)とします。郵送による申込みは8月14日(金)必着。

8 受験手続

(1) 試験申込書の請求

- 試験申込書と受験票は当組合ホームページ (<http://www.kouiki.kitakata.fukushima.jp>) からダウンロードし、印刷してください。
- 直接受け取る場合は、事務局総務係、喜多方市役所総務課、喜多方市各総合支所住民課、北塩原村役場総務企画課、西会津町役場総務課のいずれかにおいでください。
- 郵便請求の場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書きし、自分宛での返信用に140円切手を貼った宛先明記の封筒(角形2号)を必ず同封し、事務局総務係に送付してください。

(2) 申込みの方法

試験申込書に必要事項を記入し、写真欄に最近6カ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)を貼り、喜多方地方広域市町村圏組合事務局総務係に提出してください。

郵送で提出する場合は、封筒の表に「職員採用候補者試験申込」と朱書きし、返信用に110円切手を貼った自分宛での封筒(長形3号)を必ず同封してください。

受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

9 郵送先及び問い合わせ先

喜多方地方広域市町村圏組合事務局総務係(喜多方消防署2階)

〒966-0015 福島県喜多方市関柴町上高領字割田4番地1

電話 0241-22-3426 / E-Mail info@kouiki.kitakata.fukushima.jp

10 試験結果の提供

この試験結果については下記のとおり受験者本人への閲覧により提供します。

なお、電話やはがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、学生証、マイナンバーカード等)を持参のうえ、受験者本人が直接、下記開示場所へおいでください。

試験	提供求めることができる者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合点数及び 順位	合格者発表日から 1か月間	喜多方地方広域市町村 圏組合事務局内
第2次試験	第2次試験受験者			